

工場立地法の制度見直しについて

～産構審工場立地法検討小委員会報告書案の概要～

1. 検討の背景

公害防止技術の進歩や環境規制法体系の整備により、公害問題には著しい改善がみられる。

工場立地法により、工場の緑地率は法定定当時から大きく改善。一方で、地域の実情に応じた緑地規制の緩和への要望が事業者、地方自治体から寄せられている。

2. 今後の工場立地法の見直しの方向性

生産施設面積規制は必要性が薄れており、公害防止効果を慎重に見極めた上で撤廃することが適当。

緑地規制については、都市アメニティとしての緑の役割を踏まえた規制手法の導入や、面積規制方式から企業による報告・公表方式への転換など、工場緑化をめぐる今日的ニーズを踏まえた抜本的な見直しが求められる。

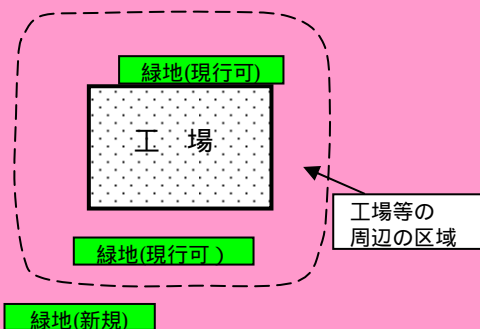
3. 早急に対応すべき当面の措置

寄せられた要望等を踏まえ、当面、以下の措置を講じるべき。

敷地外緑地等の範囲の拡大

敷地内緑地・環境施設面積率を満たさない工場については、隣接地等「周辺の区域」に緑地等を確保すれば、勧告を行わないことが可能。

本措置に加えて、既存工場については、「周辺の区域」外にある敷地外緑地等も、地方自治体の判断で勧告を行わないことができる仕組みを導入する。



視覚的な緑量による評価の導入

既存工場の増改築に際して、工場周辺の住環境からみて、工場敷地及び周辺部に整備された樹木、生垣等により視覚的に十分な緑量が確保されている場合には、緑地面積率を満たさない場合でも、地方自治体の判断で勧告を行わないことができる仕組みを導入する。



生産施設面積規制の見直し

生産施設面積規制については、業種ごとに、10、15、20、30、40%の5段階に面積率を設定。これまで、平成9年、16年にも同様の見直しを行っているが、直近の改善状況等を反映するため、再度見直しを実施する。

具体的には、各業種の環境負荷物質(SOx, NOx, ばいじん等)の排出量低減率の調査を行い、業種ごとの規制面積率を見直す。現在、40%となっている上限の引き上げも検討する。